

「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）」に関するお客様へのお願い

お客様各位

2010年3月に米国において「外国口座税務コンプライアンス法」（FATCA）が、米国外の金融機関口座を利用した租税回避の防止目的として制定されました。

FATCA最終規則及び日米当局声明により、日本の金融機関に対してFATCAの遵守を要請されており、2014年7月1日の施行日より、お客様の口座開設の際にFATCAに基づく新しい手続きを実施することになりました。

経営方針に基づき、当組合のお取引は、日本国居住者に限定させていただいております。お客様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以 上